

令和3年第2回太子町議会臨時会（第492回町議会）会議録

令和3年5月14日  
午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 5 承認第3号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号))
- 6 常任委員会委員の選任
- 7 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
  - 2 会期の決定
  - 3 諸般の報告
  - 4 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 追加日程第1 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 5 承認第3号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号))
- 追加日程第2 議長辞職の件
- 追加日程第3 議長の選挙
- 追加日程第4 副議長辞職の件
- 追加日程第5 副議長の選挙
- 追加日程第6 議席の変更
- 追加日程第7 同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 常任委員会委員の選任
  - 7 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第8 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第9 西はりま消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第10 議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	首藤佳隆	12番	中島貞次
13番	井村淳子	14番	堀卓史
15番	藤澤元之介		

**会議に欠席した議員**

11番 清原良典

**会議に出席した事務局職員**

局長 森文章 書記 蛭井のり子  
書記 竹田早紀

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 服部千秋 教育長 沖汐守彦  
総務部長 森田好紀 生活福祉部長 杉原勝由  
経済建設部長 松谷真利 教育次長 栗岡正則  
財政課長 佐々木信人 税務課長 藤野和徳

---

**議長挨拶**

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大はとどまるところを知らず、国内、県内においても非常に厳しい状態が続いておりますが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和3年第2回太子町議会臨時会（第492回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶にたえません。

本日招集されました臨時会では、専決処分の承認2件の審査及び議会組織の改選が予定されております。何とぞ議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重かつ迅速で的確な御審議をお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

令和3年第2回太子町議会臨時会（第492回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新緑輝く過ごしやすい季節となりましたが、新型コロナウイルス感染症による住民の皆様への生活の制限を余儀なくされている状態が続いております。先日は、議長より意見書も頂戴いたしました。このコロナ禍において、対話を通じて円滑な住民サービスを提供できますよう努めてまいります。特に、ワクチン接種については4月26日から65歳以上の高齢者の方への接種の予約受付を順次開始しており、早期に住民の皆様へ接種できるよう取り組んでまいります。

そのような中、議員各位におかれましては公私とも御多忙のところ、御健勝にて本会議に出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の臨時会におきましては、専決処分した条例案件1件、補正予算の承認案件1件及び本日追加提案させていただきました監査委員の選任につき同意を求める人事案件1件の計3件の案件を提出させていただいており、御審議をお願い申し上げます。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~  
(開会 午前10時03分)

○議長(藤澤元之介) 皆さんにお知らせが1件あります。

清原良典議員が体調不良のため、本日欠席の連絡がありました。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第2回太子町議会臨時会(第492回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

なお、本臨時会の会期中、自席での発言は新型コロナウイルス感染予防対策の一環で、全て着席したまま行いますので、御留意ください。

これから日程に入ります。

~~~~~  
**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長(藤澤元之介) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、堀卓史議員、松浦崇志議員を指名します。

~~~~~  
**日程第2 会期の決定**

○議長(藤澤元之介) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

~~~~~  
**日程第3 諸般の報告**

○議長(藤澤元之介) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案2件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和2年度2月分及び3月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。

次に、閉会中、広報広聴委員会委員の中薮議員、堀議員、井村議員、中島議員、玉田議員より、委員を辞職したいとの申出があり、委員会条例第12条第2項の規定に基づき、議長においてこれを許可し、また、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、委員に吉田議員、藤澤議員、首藤議員、長谷川議員、松浦議員を議長において指名しましたので、御報告します。なお、委員会条例第8条第2項の規定により、広報広聴委員会委員長に出席賢治議員、副委員長に吉田正之議員が委員会において互選されておりますので、併せて報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（藤澤元之介） 日程第4、承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日に交付され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、関係する太子町税条例を併せて施行する必要があるため、専決処分により一部を改正したものです。

その改正の主な内容は、給与所得者及び公的年金等受給者が扶養親族申告書を電磁的方法により提出できる規定の整備、固定資産税の土地の負担調整措置の延長、軽自動車税の臨時的軽減措置の延長等の所要の改正であります。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ただいま上程しました承認第2号専決処分しました太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について、詳細を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日に交付され、その一部が同年4月1日から施行することとされたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

参考資料の議案概要書、新旧対照表も併せて御参照ください。

それでは、改正内容について、まず第1条の改正について御説明を申し上げます。

給与所得者、公的年金等受給者が給与等の支払いをする者に対し、扶養親族申告書の書面による提出に代えて、申告書に記載すべき事項を電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払いをする者が受けるべき税務署長の承認を不要とするほか、これに伴う所要の措置を講ぜられたことに伴い、太子町税条例第36条の3の2及び第36条3の3の改正を行っております。

また、退職所得の受給に関する申告書についても同様に、電磁的方法により提出できるとされたことに伴い、第53条の8において退職所得申告書の定義を整備し、第53条の9において退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出できる規定を第3項、第4項として追加をしております。

第81条の4の改正事項は、軽自動車税の環境性能割についての読替規定の追加でございます。附則第10条の2の改正は、令和3年3月31日までに取得した第3項の雨水貯留浸透施設及び第24項の中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する機械装置等に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合について、その適用期間が終了したことに伴う規定の削除及び項ずれによる改正並びに地方税法の改正に伴う項ずれの反映でございます。

附則第11条から附則第13条までの改正事項は、令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、基準年度である令和3年度から据置年度である令和4年度、令和5年度までの各年度において、土地に係る固定資産税の負担調整措置が引き続き講ぜられたことに伴う改正でございます。

具体的には、附則第11条の固定資産税の土地の負担調整措置に関する規定に共通する用語の意義、附則第11条の2の固定資産税の評価額は、基準年度である令和3年度の価格を3年間据え置くこと、地価の下落傾向が見られる場合には据置年度である令和4年度、令和5年度においても下落を反映する特例規定、附則第12条第1項の宅地等について、その年度の税額が前年度の課税標準額にその年度の価格に5%を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の宅地等調整税額を超える場合には、宅地等調整税額とする規定、同条第2項及び第3項の商業地等の宅地については、その年度の価格の60%を課税標準額とした場合の税額を限度とし、価格の20%を課税標準額とした場合の税額を下限とする規定、同条第4項の負担水準が60%以上70%以下の商業地等の税額は前年度の税額とする規定、同条第5項の負担水準が70%を超える商業地等の税額は、その年度の価格の70%を課税標準額とした場合の税額とする規定、附則第13条の農地について、その年度の価格を課税標準額とした場合の税額が、その年度の負担水準に応じて前年度の課税標準額に負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の農地調整固定資産税額を超える場合には、農地調整固定資産税額とする規定、以上の土地に関する負担調整の特例を令和3年度から令和5年度の各年度においても適用するものでございます。

また、附則第12条第1項及び第13条において、令和3年度に限り、負担調整措置により課税標準額が増加する宅地等及び農地について、前年度の課税標準額に据え置く措置を講じておりません。

附則第15条の改正事項は、附則第12条の宅地等に対する特例措置の改正に伴い、同条を引用する特別土地保有税の課税特例を令和3年度から令和5年度まで適用する改正でございます。

附則第15条の2の改正事項は、軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期間を9カ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする改正でございます。

また、地方税法の改正に伴う読替規定を附則第15条の2の2と併せて追加しております。

附則第16条の改正事項は、軽自動車税の種別割について、燃費性能の優れたものに対するグリーン化特例のうち、75%軽減の対象を自家用自動車を除く電気軽自動車等とし、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長する規定を第6項から第8項として追加しております。

附則第16条の2の改正事項は、附則第16条の改正に伴う規定の整備でございます。

附則第25条の改正事項は、新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた場合における住宅借入金等特別税額控除の控除期間を13年とする特例の適用について、入居要件が令和4年12月31日まで延長されたことに伴い、第2項として読替規定を追加しております。

次に、第2条の改正について御説明申し上げます。

第2条の改正事項は、昨年の6月議会で議決をいただきました議案第44号太子町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、地方税法の改正に伴い、改正条例第5条の改正規定中の項ずれ等所要の改正を行っております。この条例の施行期日は、令和3年4月1日としております。

また、改正後の条例規定が円滑に施行できるよう、新旧規定の適用について附則第2条で町民税、附則第3条で固定資産税、附則第4条においては軽自動車税に関する経過措置を規定しております。緊急性を要する案件でございますので、専決とさせていただきます。慎重な審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため、暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時19分)

(再開 午前11時16分)

○議長(藤澤元之介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

先ほど所管の総務経済建設常任委員会に付託して休憩中に御審査いただいております承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)の議案1件について委員会の審査報告を求めますので、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)**

○議長(藤澤元之介) 追加日程第1、承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

上程中の議案1件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会副委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、報告をさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、承認第2号。付託年月日、令和3年5月14日。件名、専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年5月14日金曜日午前10時23分から午前10時44分。

3、審査経過及び結果。

審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①電磁的報告とはとの質疑に、例えば以前は税務署長の承認が必要であった扶養親族の申告

が、企業等が環境を整えることにより、従業員が勤務先にインターネット等で提出が可能となる  
との答弁があった。

②今回の改正で住民へのメリットはどの質疑に、オンライン化による利便性の向上を図ること  
ができる。また、軽自動車税や固定資産税については税額負担の軽減特例が継続され、新型コロナ  
ウイルスの影響による負担が軽減されるメリットがあるとの答弁があった。

③町財政への影響はどの質疑に、特例による減収は国の制度の中で補填される予定であるとの  
答弁があった。

審査結果は、全員賛成により承認すべきものと決した。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会副委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから副委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する副委員長の報告は承認です。本案は副委員長の報告のとおり決定することに賛成  
の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、承認第2号は副委員長の報告のとおり承認  
されました。

~~~~~

日程第5 承認第3号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和3年度兵  
庫県太子町一般会計補正予算（第1号））

○議長（藤澤元之介） 日程第5、承認第3号専決処分したものにつき承認を求めることについ  
て（令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 承認第3号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し  
上げます。

本案件は、令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）であります。感染症の拡大を  
防止するため、特別措置法に基づく要請に応じて営業時間を短縮した事業者に対し、県と協調し  
て協力金を支給する事業の第2期分について、町が負担する経費を補正したものでございます。  
県が4月1日に申請受付を開始するに際して、予算確保が必要となったため、令和3年4月1日  
に専決処分させていただいたものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,396万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞ

れ121億4,388万1,000円としたものでございます。

歳入予算につきましては、国庫支出金の追加であります。

歳出予算におきましては、商工費、商工振興費の追加であり、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金委託料を計上しております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 先ほど説明がありました、今回第2期分の協力金として約1,400万円の補正が出ております。これについて、いつからいつまでの時短要請分が該当をするのか等々、分かることについてもう少し具体的にお答えをいただけますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 対象期間につきましては、令和3年2月8日月曜日から令和3年2月28日曜日までの21日間と、令和3年3月1日月曜日から令和3年3月7日曜日までの7日間についての協力金でございます。

（井村淳子議員「これを含めて詳細説明をと言いましたので、ほかにもう話せることはないですか」の声あり）

対象施設につきましては、飲食店、遊興施設のうちの食品衛生法の飲食店業と喫茶店の営業許可を受けている飲食店でございます。支給要件につきましても、通常20時まで。20時以降も営業している店舗が営業時間を20時までに短縮する。あと通常21時以降も営業している店舗が営業時間を21時までに短縮すること、こういう支給要件を満たしていただいた店舗に対しまして、先ほど言いました令和3年2月8日から2月28日までの21日間につきましては、1日当たり、1店舗当たり6万円の支給、それから3月31日から7日間につきましては、1店舗当たり4万円掛ける営業日数につきまして支給をするというものでございます。太子町で対象店舗につきましては、136店舗となっております。町負担分につきましては、国8割、県2割、そのうちの3分の1は町負担となっておりますので、事業費の15分の1が町負担となっております。対象となる事業者数の選定につきましては、県から提案があったんですけれども、平成28年の経済センサスを元に算定をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 詳細説明をいただきました。もう既に申請も終わって、後はこの補正を受けてお支払いを進められると思いますけれども、やっぱりかなりこのコロナ禍で、経済状況も大変悪くなっているので、支給を一日でも早くしなければならぬと思うんですけれども、この分は大体どれぐらいの期間の中で全部お支払いができますか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） この事業につきましては、県に委託しておるものでございますので、その辺り県には情報を取りに行つて、分かり次第対象者、また議会に提供できるように情報収集はしたいと思っております。

すいません、以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいでしょうか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時29分)

(再開 午前11時30分)

○副議長(堀 卓史) 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

ただいま藤澤元之介議員から、議会申合せにより、議長の職を辞職したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(堀 卓史) 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

## 追加日程第2 議長辞職の件

○副議長(堀 卓史) 追加日程第2、議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。

藤澤元之介議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(堀 卓史) 異議なしと認めます。したがって、藤澤元之介議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時31分)

(再開 午前11時31分)

○副議長(堀 卓史) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長の辞職を許可された藤澤元之介議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

藤澤元之介議員、演壇へどうぞ。

○藤澤元之介議員 おかげさまで、2年前に議員各位の御推挙をいただきまして、堀副議長とともに、また首藤議会運営委員会委員長とともに、そしてここにいらっしゃる議員の皆様とともに、誠心誠意務めて、本日まで議長としての重責を果たすことができましたのも、ここにいらっしゃる全ての方々のおかげだと思っております。本当にありがとうございます。

引き続き、皆様方と町勢発展と町議会の充実に向けて努力してまいる所存ですので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

結びになりますけれども、皆様のますますの御健勝と御多幸を心から御祈念申し上げて、議長退任の挨拶に代えさせていただきます。2年間本当にありがとうございました。

○副議長（堀 卓史） 藤澤元之介議員の挨拶は終わりました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（堀 卓史） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第3 議長の選挙

○副議長（堀 卓史） 追加日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（堀 卓史） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（堀 卓史） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に玉田正典議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました玉田正典議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（堀 卓史） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました玉田正典議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました玉田正典議員が議場におられます。本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の報告をします。

玉田正典議長、御挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

○議長（玉田正典） このたび御推挙いただきまして、議長の重責を担わせていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

現在の太子町の状況につきましては、皆様方、マスコミ等々の報道でもよく御存じのとおりでございます。町民の安心・安全ということにつきましては、行政のスムーズな運営が欠かせない大きな要素となっております。どうぞ皆様と一緒にいろいろな意見を出し合いながら、よりベターな方向に進んで、安定した行政運営あるいは議会運営を目指していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（堀 卓史） 玉田正典議長の挨拶は終わりました。

玉田正典議長、議長席にお着きください。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時38分）

（再開 午前11時38分）

○議長（玉田正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

ただいま堀副議長から、議会申合せにより、副議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

#### 追加日程第4 副議長辞職の件

○議長（玉田正典） 追加日程第4、副議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。

堀卓史議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、堀卓史議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時40分）

（再開 午前11時40分）

○議長（玉田正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の辞職を許可された堀卓史議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

堀卓史議員、演壇へどうぞ。

○堀 卓史議員 2年前に副議長として皆様から御推挙いただき、拝命しました副議長として、藤澤議長とともに2年間務めてまいりました。これからもまた一議員として、太子町議会のために尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞこれからもよろしく願いします。どうもありがとうございました。

○議長（玉田正典） 堀卓史議員の挨拶は終わりました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第5 副議長の選挙

○議長(玉田正典) 追加日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に藤澤元之介議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました藤澤元之介議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました藤澤元之介議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました藤澤元之介議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

藤澤元之介副議長、御挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

○副議長(藤澤元之介) ただいま皆様方の心温まる御推挙をいただきまして、副議長を拝命いたしました。就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

玉田議長を補佐申し上げ、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑なる議会運営のさらなる活性化に努めてまいり所存でございます。

今後とも、なお一層の皆様方の御指導、御鞭撻のほどを賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上で副議長就任に際しましての私からの御挨拶とさせていただきます。御推挙いただきまして、誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(玉田正典) 藤澤元之介副議長の挨拶は終わりました。

お諮りします。

議長、副議長の選挙に伴い、議席の変更を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第6 議席の変更

○議長（玉田正典） 追加日程第6、議席の変更を議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席の変更を行います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（森 文彰） 議席番号6番玉田正典議員を14番へ、議席番号7番上山隆弘議員を6番へ、議席番号8番中薮清志議員を7番へ、議席番号11番清原良典議員を10番へ、議席番号12番中島貞次議員を11番へ、議席番号13番井村淳子議員を12番へ、議席番号14番堀卓史議員を8番へ、議席番号15番藤澤元之介議員を13番へ。

以上でございます。

○議長（玉田正典） ただいま朗読したとおり、議席の変更をいたします。

ただいま決定いたしました議席には、次の議会よりお着きください。お願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時48分）

（再開 午前11時49分）

○議長（玉田正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から同意第4号監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

#### 追加日程第7 同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（玉田正典） 追加日程第7、同意第4号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

この際、地方自治法第117条の規定により、堀卓史議員の退場を求めます。

（堀 卓史議員 退場）

○議長（玉田正典） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第4号監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

監査委員の選任について地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものがあります。

このたび、監査委員の選任同意につきましては、議員の中から就任いただいております長谷川正信監査委員より辞職願が提出されましたので、その後任を選任するものであります。

同意をお願いいたします方は、太子町糸井1番地50に在住の堀卓史氏で、生年月日は昭和47年

3月1日生まれ、満49歳でございます。

堀氏は人格高潔にして卓越した識見をお持ちであります。よろしく御審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する案件ですので投票によるところですが、既に御相談いただいておりますので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第4号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第4号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午前11時53分）

○議長（玉田正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第6 常任委員会委員の選任

○議長（玉田正典） 日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（森 文彰） 敬称は略させていただきます。

総務経済建設常任委員会委員に松浦崇志、長谷川正信、井村淳子、清原良典、首藤佳隆、中藪清志、吉田正之、以上7名。

福祉文教常任委員会委員に上山隆弘、森田哲夫、藤澤元之介、中島貞次、堀卓史、出原賢治、以上6名。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 次に、常任委員会の委員長及び副委員長の選任です。

常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に各委員会において互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午前11時55分）

○議長（玉田正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、御報告します。

総務経済建設常任委員会委員長に松浦崇志議員、副委員長に長谷川正信議員、福祉文教常任委員会委員長に上山隆弘議員、副委員長に森田哲夫議員、以上4名が委員会で互選されました。

以上で報告は終わります。

~~~~~

#### 日程第7 議会運営委員会委員の選任

○議長（玉田正典） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任について、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（森 文彰） 敬称は略させていただきます。

議会運営委員会委員に井村淳子、上山隆弘、藤澤元之介、中藪清志、長谷川正信、出原賢治、以上6名。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任です。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休憩中に互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午前11時58分）

○議長（玉田正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、御報告します。

委員長井村淳子議員、副委員長上山隆弘議員が委員会で互選されました。

以上で報告を終わります。

この際、御報告を申し上げます。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員吉田正之議員の辞任に伴い、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙をしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第8 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長（玉田正典） 追加日程第8、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に出原賢治議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました出原賢治議員を揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました出原賢治議員が揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました出原賢治議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 お引受けいたします。

○議長(玉田正典) この際、御報告申し上げます。

西はりま消防組合議会議員森田哲夫議員の辞任に伴い、西はりま消防組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、西はりま消防組合議会議員を補充する必要がありますので、西はりま消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として直ちに選挙をしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、西はりま消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

~~~~~

#### 追加日程第9 西はりま消防組合議会議員の選挙

○議長(玉田正典) 追加日程第9、西はりま消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いません。御異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

西はりま消防組合議会議員に長谷川正信議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました長谷川正信議員を西はりま消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました長谷川正信議員が西はりま消防組合議会議員に当選されました。

ただいま西はりま消防組合議会議員に当選されました長谷川正信議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 お引受けいたします。

○議長(玉田正典) ここで暫時休憩をいたします。

(休憩 午後0時05分)

(再開 午後0時05分)

○議長(玉田正典) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。

議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題にすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第10 議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(玉田正典) 追加日程第10、議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

議会運営委員会等の所管事務について、委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回太子町議会臨時会(第492回町議会)を閉会いたします。

(閉会 午後0時07分)

~~~~~

### 議長挨拶

○議長（玉田正典） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の格別の御精励を賜りまして、専決処分承認、議会組織の改選等滞りなく議了することができました。町政のため誠に御同慶にたえません。ここに謹んで議員各位の御精励と御協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

しばらくすれば風清らかな初夏の時期となってまいりますけれども、まだまだコロナ禍の厳しい状況が続いております。議員各位におかれましてはこの上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 令和3年第2回太子町議会臨時会（第492回町議会）が閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、専決案件2件、また監査委員の選任につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に御承認をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。

なお、審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

これから日ごとに暑くなる季節となりますが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、臨時町議会の閉会に際しましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

（新）太子町議会議長 玉 田 正 典

（旧）太子町議会議長 藤 澤 元 之 介

（旧）太子町議会副議長 堀 卓 史

署名 議員 堀 卓 史

署名 議員 松 浦 崇 志